

令和2年12月吉日

那須信用組合

新型コロナウイルス影響に係る条件変更の 手数料免除期間再延長について

那須信用組合（本店：栃木県那須塩原市永田町6番9号 理事長 菊地 一浩）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた事業者さま及び個人のお客さまに対して下記の通り条件変更に係る手数料を免除しております。

本取組は、「新型コロナウイルス対策特別融資」と併せ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少等により、資金繰りに不安のあるお客さまに対して随時支援を行うものです。

手数料免除の対象について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取扱期間 従 来：令和2年5月7日（木）～令和2年12月30日（水）
延長後：令和2年5月7日（木）～令和3年3月31日（水）

2. 概要

対象となるお客様	法人・個人事業主・個人のお客さま
免除となる条件変更 手数料	<ul style="list-style-type: none">・法人および個人事業主のお客さまに対する事業性のお借入 れに係る返済期間の変更・返済額の軽減の条件変更手数料。・個人のお客さまの住宅ローンに係る返済期間の変更・返済 額の軽減の条件変更手数料。

以上